# ハダズフィールドのチャプレン ----19世紀イギリスの共同墓地 ----

## 久 保 洋 一

## はじめに ハダズフィールドと自治体共同墓地

19世紀のイギリスには多くの共同墓地が建設された。共同墓地を建設した組織は世紀前半であれば株式会社が主である民間組織であり、世紀後半には自治体が主であった。自治体共同墓地の建設を促進したのは 1852 年に制定された改正首都埋葬法と 53 年に制定された改正全国埋葬法である (1)。二つの法を併せて埋葬法と本稿では呼ぶ。全国に適用された埋葬法とは別に、特定の地域を適用範囲とした埋葬に関連する法も主に 1840 年代から 50 年代初頭にかけて制定され、自治体共同墓地の建設に適用された。

本稿で取り上げるのはイングランド北部の都市ハダズフィールドの自治体共同墓地である。埋葬法を採用した多くの自治体が墓地を開設した時期に属す 1855 年に、ハダズフィールド町区 (township) の自治体共同墓地も開設された。しかしこの墓地は埋葬法が適用されず、特定の地域のみを対象とした法が適用された。すなわちそれは 1852 年 6 月に制定された、「ヨーク州のハダズフィールド町区のための埋葬地を提供するための法」(以下ではハダズフィールド埋葬地法と略記)である (2)。

ハダズフィールドは 19 世紀にどのような状況にあったのか。ハダズフィールド教区の中心を構成するハダズフィールド町区の人口はセンサスによると 1801 年に 7,268 人、51 年に 30,880 人、1901 年に 44,921 人を数えた。19 世紀に人口が 6 倍にも増加したハダズフィールド町区は都市問題が集中した新興都市の典型でもあった。ハダズフィールド町区は自治体特許を与えられた都市 (borough) ではなかったために、1835 年に成立した都市自治体法の適用を当初は受けられなかった (3)。都市法人を付与されなかった地域はハダズフィールド町区を含め、統治機構の一つとして改良委員会(Improvement Commission)を設立した。改良委員会は都市法人を付与された都市にも設けられることがあった。改良委員会は道、下水、上水、警察と言った人口が急増した地域に顕著な問題の解決に努力し、その設立数は 1800 年から 1830 年にかけて 300 程度にも上った (4)。ハダズフィールド町区では 1848 年に改良法(Improvement Act)の制定に成功することで改良委員会が設けられた (5)。改良委員会の管轄範囲はハダズフィールド町区の領域の一部に

留まったものの、町区の人口をほとんど含んだ。21人の委員から成る改良委員会は下部組織として共同墓地委員会(Cemetery Committee)を49年に設けた<sup>(6)</sup>。52年に制定されたハダズフィールド埋葬地法に従って共同墓地委員会は墓地を建設し、55年10月13日には墓地のオープニング・セレモニーを実施し、墓地を運営した。

この墓地に関する研究としては議会制定法と自治体の19世紀における展開を扱った研究がまず挙げられる(7)。ワイト島とハダズフィールドを具体的地域として取り上げたこの研究において、ハダズフィールドの自治体(その一例としての改良委員会)の活動例としてこの墓地の開設状況が法的側面を中心に紹介された。次の研究は都市ハダズフィールドの「父」として改良委員会を先導したジョゼフ・ブルックに関する伝記研究である(8)。そこではブルックと教区司祭が墓地に建つ二つのチャペルで対立したことが紹介された。どちらの研究においてもこの墓地への言及は3頁から5頁と概略を記したに留まる。一方でハダズフィールド町区の自治体共同墓地を主題として、墓地を開設する際に生じた二つのチャペルに関する論争を既設の共同墓地との関係で論じた研究もある(9)。三つの先行研究に共通する点は墓地の開設状況の議論に留まっていることである。これに対して本稿では墓地開設後の墓地運営、特に葬儀の司式者について考察する。

## 1 登録係の交代とチャプレン任命

1857年4月25日の共同墓地委員会において登録係 E·J·S·クーゼンが辞意を表明した<sup>(10)</sup>。クーゼンは1855年10月の墓地開設時に登録係に就任していた。共同墓地委員会は約18ヶ月にわたって登録係を務めたクーゼンの辞職を了承し、後任の登録係にジョン・コークを推薦した。共同墓地委員会の決定をその上部組織である改良委員会も5月6日の会合で承認した。

改良委員会による 6 日の会合では葬儀の司式者を任命することも検討され始めた。まず事務弁護士で改良委員会で法律書記を務めた  $T \cdot W \cdot クラフが葬儀の司式者に就任を希望する者による手紙 <math>3$  通を紹介した。3 通のうち 2 通は牧師によるものであった。すなわちバプテストの牧師ジョン・ハンソンと会衆派の牧師サミュエル・チザムが記した手紙であった (11)。二人の牧師は非聖別地において遺族が葬儀の司式者を指定しない場合に葬儀を司式することを仕事として考えていた。牧師は報酬として共同墓地のロッジを無償貸与され、牧師が司式した葬儀の埋葬料を改良委員会が受け取ることになっていた。葬儀の司式はその仕事と報酬から兼業可能な職務であった。

この墓地の埋葬地は国教徒が埋葬される聖別地と非国教徒が埋葬される非聖別地に等分できる。1857年4月18日に共同墓地委員会に登録係クーゼンが提出した報告よると、墓地が開設されてから約18ヶ月間の埋葬数は聖別地で432件、非聖別地で137件であった。聖別地と非聖別地の埋葬数に大きな隔たりがあり、これが問題視された。

前述の埋葬数が数えられた期間とほぼ同時期に登録係を務めたクーゼンは非聖別地において 36件の葬儀を司式した。登録係は埋葬を記録するだけではなく、墓地全般の管理人の役目を務め、 さらには葬儀で遺族が司式者を指定しない場合に司式者となった。登録係のこれらの職務規程は クーゼンの採用に到る登録係の公募広告でも明記されていた<sup>(12)</sup>。つまり無償貸与されるロッジと年収80ポンドで登録係にクーゼンを雇用した共同墓地委員会と改良委員会、そしてクーゼンは登録係の一連の役割を職責として墓地が開設された当初から認識していた。

聖別地と非聖別地の埋葬数に差が生じた一つの原因として改良委員会は5月の会合で登録係 クーゼンによる葬儀の司式を挙げた。聖職者ではなく俗人であるクーゼンによる葬儀の司式を好 まない遺族が多いことを会合に参加した委員は指摘した。

J・ブースロイドは埋葬数の格差是正のために非聖別地付で葬儀を司式する聖職者すなわち非聖別地付チャプレンを選出することを求めた。ブースロイドによると、埋葬数の格差をもたらしたのは貧者の事情であった。墓石代を別とした埋葬料は1シリング9ペンスであった。これと引き替えに聖別地で教区司祭は自ら葬儀を司式するか、配下の国教会の司祭に葬儀を司式させた。一方で非聖別地でも故人側は同額の埋葬料を改良委員会に支払い、改良委員会によって選出された者に葬儀を司式してもらった。改良委員会が選出した者以外の人による葬儀の司式を希望する者は司式者にも同額を支払う必要があった。つまりこの場合は2倍の埋葬料を故人側は支払った。2倍の埋葬料を避けるために貧者が非聖別地ではなく聖別地を選択する傾向があることをブースロイドは指摘した。埋葬料の問題に加えて、葬儀司式者の指定にも貧者には問題があった。ブースロイドによると、礼拝のために教会に通う習慣のない貧者は葬儀を司式してもらう聖職者を自ら指定することが難しかった。葬儀の司式者が指定されない場合に非聖別地ではなく俗人である登録係クーゼンが葬儀を司式した。葬儀の司式者に牧師を自分で指定せずとも希望した貧者は非聖別地でのこの行程に反発して、司祭による葬儀の司式が必要であった聖別地を選択する傾向があった。

ブースロイドは貧者の事情に加えて、新たな登録係の候補者となったコークの問題にも言及した。前任者クーゼンと同様にコークも俗人であった。したがってコークが俗人であったことは彼が葬儀の司式者となることに支障とならなった。しかしコークが国教徒であったことはコークが非聖別地において非国教徒の葬儀を司式するのには適さないことをブースロイドは指摘した。

改良委員会の会合でチャプレンの任命に最も反対した委員はウィリアム・ムーアであった。ムーアによると、「葬儀の司式のために登録係が呼ばれた故人は一般に認められた宗教を信じていない人」であった。ムーアは故人の信仰心の問題に加えて、チャプレンの報酬にも言及した。ムーアは聖別地と非聖別地において故人側が支払う埋葬料ではなく、チャプレンが得る報酬から葬儀一件当たりの費用が高額になることを問題にした。ムーアが約30シリングと算出したこの費用は、チャプレンが報酬として無償貸与される予定の共同墓地のロッジの年間借用料50ポンドを、クーゼンが登録係に在職中に司式した葬儀の数36回で割ることで算出された(13)。さらにムーアはロッジをチャプレンではなく、共同墓地の管理のために共同墓地委員会で採用を検討中の測量師に貸与するように求めた。ムーアは手続きの問題も指摘した。改良委員会は共同墓地委員会に加えて6つの特別委員会を下部組織として有した(14)。改良委員会の委員はこれらの特別委員会の委員にもなった。毎月開催される改良委員会の会合において出席者は共通の問題を議論すると

共に、特別委員会の報告書や勧告への採否を判断した。共同墓地委員会の委員でもあったムーアは改良委員会の今回の会合において、共同墓地委員会がチャプレンの選出に関与していないことを、改良委員会のこれまでの手続きを無視しているとして問題にした(15)。

結局、改良委員会の会合においてはチザム牧師のチャプレン採用を求めた委員クラムショウの 案に対して、登録係コークをチャプレンとしても任命することを求めたムーアの案が提示された。 定員 21 人のうち出席した 15 人の委員による採決では、ムーア案は 6 対 7 で否決されたのに対し て、クラムショウ案は 7 対 3 で採用された。

## 2 チャプレン任命の反響

チザム牧師のチャプレン任命にいち早く反対を公表したのはムーアであった。彼は5月6日付けの手紙を地元新聞『ハダズフィールド・クロニクル』に投稿した<sup>(16)</sup>。手紙は5月6日に開催された改良委員会の会合を詳報した記事に添付掲載された。手紙における大意は改良委員会の会合における彼の発言を繰り返したものだった。同様の趣旨の手紙をムーアは一週間後の5月16日の『ハダズフィールド・クロニクル』にも投稿した<sup>(17)</sup>。

ムーアに対抗してチザム牧師がチャプレンに就任したことを擁護する主張もあった (18)。5月16日付けのWと名乗る匿名の投書では、墓地が開設されてから累計 432回に達する聖別地での全ての埋葬において、教区司祭が埋葬料として毎回1シリング9ペンスを得ていたことが問題とされた。教区司祭によるこの行為と比較して、チザム牧師のチャプレン任命は許容された。投書では、チザム牧師がチャプレンとしての報酬見込額である約30シリングと引き替えに葬儀を司式し始めたとしても、葬儀の司式回数が増加することでこの額が低下することが予測されたからである。

チザム牧師のチャプレン任命に反対したのは『ハダズフィールド・クロニクル』の社説であった (19)。チャプレンに無償貸与される予定のロッジは非聖別地に建っていた。この立地のためにロッジを非聖別地付チャプレンが借用することをWは当然視した。これに対して社説は平等原則からロッジが非聖別地付チャプレン用なら国教会のチャプレンが借用するロッジも聖別地に建てられたはずであるが、ロッジは一つしか建てられてなかったためにそれは登録係のものであると反論した。

ロッジに続いて社説はチャプレン任命の法律上の問題を二つ指摘した。まずは登録係が司式者としての職責を有す規定が効力を失っていないという点である。この規定を含む条例は1855年6月に改良委員会によって、初代の登録係にクーゼンが雇用された際に制定された。この規定は取り消されていないために新しい登録係コークにも適用され、その結果としてチザム牧師のチャプレン任命が無効であることを社説は指摘した。次に通知の問題を社説は指摘した。チャプレンのポスト設立のような特別事項を決めるための会合開催には開催二日前に改良委員会の委員に通知を出す必要があった。この通知が出されていないためにチャプレンのポスト設立は無効である

ことを社説は指摘した。

1857 年 5 月 20 日にはチャプレン任命を再検討するために改良委員会の特別会合が開催された (20)。会合参加者は法律書記クラフの見解を根拠としたチザム牧師のチャプレン任命支持派と、共同墓地委員会の委員を中心とした反対派に二分できる。

反対派の中心人物であったムーアはロンドンで所用のために会合を欠席した。彼に代わって会合で反対派として積極的に発言したのは、やはり共同墓地委員会の委員であるW・クロスランドであった。クロスランドもムーアと同様に、共同墓地委員会の勧告がないままにチャプレンが任命されたことに異議を唱えた。そこでクロスランドはチャプレンを改めて選出するために全ての非国教徒の牧師が応募できるチャプレン公募の実施を求めた。

これに応えたのが司会のジョゼフ・ブルックであった。「チザム牧師が特定宗派の牧師として 任命されていないことが前回の会合で確認された」。「仮にチザム牧師が特定宗派の牧師として任 命されていたなら、非国教徒の各宗派がそれぞれ牧師一人を任命してもらうように応募できただ ろう」。つまり公募が実施されていないチャプレンに就任したチザム牧師は非国教徒の特定宗派 の牧師としてではなく、この墓地の非聖別地付チャプレンとして非聖別地における全ての葬儀を 司式することを職責とした。

改良委員会の5月6日の会合において、ある委員が「非国教徒が多くの宗派に分かれているために、私はチャプレン選出を迫られる際に危うい立場にあることを自覚している」と述べたことに、その場でブルックも同意した。しかし司会のブルックは続けて「改良委員会がチャプレン任命を行わなかったら、我々は深刻な難問を惹起するだろう」との意見を述べ、チャプレン任命を会合に参加した委員に迫った。

5月6日の会合と同様に20日の会合でも司会を務めたブルックによると、6日の会合では共同墓地委員会の勧告に従って登録係にコークが任命された。さらには登録係の職責のうちチャプレンの職責をチザム牧師が担う案をクラムショウが提案した。これに対して、登録係に新たに就任したコークがチャプレンを兼務することを求めた案をムーアは提案した。採決によって採用されたクラムショウの案が共同墓地委員会の勧告つまり原案に対する修正案であることを、20日の会合でブルックは指摘した。したがってチャプレンの任命が会合に先立つ通知を要する特別事項ではないことをブルックは強調した。

改良委員会は 1848 年に制定されたハダズフィールド改良法によって設立された (21)。地域・個人法に属すハダズフィールド改良法は主たる部分を委員条項法 (Commissioners' Clauses Act) から取り入れた (22)。そのために、5月20日の改良委員会の会合で法律書記クラフは委員条項法とチャプレン任命との関係を説明した (23)。委員条項法の 43条によると、特別事項は月例会では通知が先立つ会合で提示され、委員へも送付された。 特別事項に関する手続きは 43条の煩雑さと比べると 45条では簡素だった。45条によると、特別事項を検討できる特別会合では会合開催の二日前までに開催の通知を委員に行うだけであった。

5月6日の会合は特別会合ではなく月例会であったために、43条が所定の手続きを求めた特別

事項にチャプレン任命が該当するのかどうかが焦点となった。クラフは5月6日の会合に先立って、「共同墓地委員会の勧告を検討し、そのうえで登録係の職に退任するクーゼンに代えてコークを任命するか、改良委員会が賢明と考える他の方法を採用するか」との一文を含む通知を委員に出していた。この一文のクラフによる解釈は共同墓地委員会が登録係の候補者としてコークを改良委員会に推薦し、改良委員会がその判断を託されたというものであった。つまりチャプレン任命は43条が規定している特別事項に該当しない通常の事項であった。このクラフの解釈を根拠としてブルックは改良委員会の5月6日の議事運営が法的に問題がないことを5月20日の特別会合で主張したのである。

委員 J・ブライアリーは 5月6日のチャプレン任命決議を承認する案を提示した。5月6日の会合を欠席したブライアリーは法律書記クラフの見解に同意し、改良委員会が共同墓地委員会の意向から独立した意志決定を行えることを強調した。承認案の採決では 14人の会合出席委員のうち7人が賛成し、4人が反対であったために、改良委員会はチャプレン任命を今回の特別会合でも承認した。

## 3 チャプレン交代

## 1) 共同墓地委員会と改良委員会の対立

1857年5月にチャプレンに就任したチザム牧師は62年9月までチャプレンを勤めた。彼のチャプレンとしての職責を評価したのが後任チャプレンの選出に関する議論である。

1862 年 9 月 17 日に開催された共同墓地委員会の会合において、チザム牧師のチャプレン辞職が承認された (24)。この承認は埋葬委員会の上部組織である改良委員会でも認可された。共同墓地委員会の同じ 9 月の会合では埋葬数に関する報告もなされた。それによると 55 年 10 月の墓地開設から 62 年 8 月までに、埋葬数は聖別地で 2053 件であったのに対して非聖別地では 905 件であった。前述したように、墓地が開設されてから約 18 ヶ月間の埋葬数は聖別地で 432 件、非聖別地で 137 件であった。聖別地と非聖別地における埋葬数は割合の上では 3 対 1 から 2 対 1 へと縮まっていた。

チザム牧師のチャプレン辞職を受けて、翌月10月の共同墓地委員会の会合では新たなチャプレンの公募案が議論された (25)。会合には国教会系の組織であるハダズフィールド教会組織 (Huddersfield Church Insitute) が聖別地と非聖別地での埋葬の経費改善を求めて代表団を派遣した。代表団と共同墓地委員会の協議の結果、チャプレン公募案では、聖別地の全ての埋葬から1シリング9ペンスを受け取っている教区司祭と同様に、チャプレンは非聖別地の全ての埋葬から1シリング9ペンスを受け取り、前チャプレンであったチザム牧師が住んだロッジを年間20ポンドで借用して住むことになった。新たな案ではチャプレンはロッジに住むことで非聖別地付チャプレンであるという体面を保ち続けるも、その報酬はロッジの無償貸与から埋葬料へと変化した。

公募案を含む勧告は11月の改良委員会の月例会で議論された。公募案に反対した委員の代表格がチャールズ・デナムであった。デナムは9月の非聖別地における埋葬数17件と埋葬料1シリング9ペンスからチャプレンの週給6シリング6ペンスを算出した<sup>(26)</sup>。年間15ポンド程度になるチャプレンのこの報酬額が適切な牧師を雇用するのに不足していることをデナムは指摘した。次にデナムは国教徒と非国教徒との格差を議論し始めた。まずは、共同墓地の開設に伴い埋葬を停止した多くの国教会の教会墓地に改良委員会が支払う補償金の累計額が784ポンド1シリング2ペンスに達し、その中で例えば20ポンド前後を教区司祭や主な国教会の司祭への補償金として改良委員会が毎年支払っていることをデナムは指摘した。これに対して、共同墓地が開設されてから、何らかの目的のために非国教徒に支払われた金額は300ポンドであり、国教会との平等を達成するには500ポンド程度の差があった。したがって500ポンドの5%に相当する25ポンド程度でチャプレンを雇用しても問題がないと考えたデナムは、公募案に基づくチャプレンへの約15ポンドの年間報酬額が不十分であることをここでも問題視した。

チャプレンへの報酬の増額を求めたデナムは共同墓地委員会の公募案に対抗して、チザム牧師と同じ条件でチャプレンと契約することを求めた修正案を提示した。提案が会合で成立するのに必要な支持者となった委員はチャールズ・ハーストであった。共同墓地委員会の委員でもあったハーストは公募案が共同墓地委員会の会合で採決に付された際に、チャプレンへの報酬が少ないことを理由に公募案にただ一人反対していた。

一方でE・H・ウォーカーはチャプレン時代のチザム牧師の報酬が低額ではなかったことを別 な角度から示すことで、公募案を支持した。ウォーカーによると、1859 年から 61 年までにチザ ム牧師は 135 件の葬儀を司式した <sup>(27)</sup>。その埋葬料として 11 ポンド 16 シリング 3 ペンスを改良 委員会は受け取った。一方でウォーカーはチザム牧師が葬儀を司式した一回の埋葬のコストが 13 シリング 1 ペンスであったことを指摘した(28)。つまりチザム牧師が葬儀を司式することで改 良委員会が得る埋葬料は埋葬のコストを相殺するには不十分であったのである。さらにウォー カーによると、チザム牧師が葬儀を司式した埋葬を含むディセンターの埋葬が非聖別地で 1859 年から61年までに223件に達し、19ポンド10シリング3ペンスをその埋葬料として改良委員 会が受け取った。この場合には埋葬一回のコストが7シリング11ペンスであった。この場合でも、 チザム牧師が葬儀を司式した埋葬の場合と比べると収支バランスは改善したものの、埋葬のコス トを埋葬料では完全には相殺できなかった。さらにウォーカーはカトリックの埋葬を含む非聖別 地における全ての埋葬にも言及した。1859 年から 61 年までで 405 件になるこの埋葬から改良委 員会は埋葬料として 35 ポンド 8 シリング 9 ペンスを受け取った。一方で一度の埋葬のコストは 4シリング4ペンスであったために、1シリング9ペンスの埋葬料を改良委員会が得ても、2シ リング7ペンスの赤字が生じた(29)。結局ウォーカーは、チザム牧師へのロッジの無償貸与とい う報酬が非聖別地における埋葬収支の赤字を大きく増したことを指摘することで、その報酬が低 額ではなかったことを示したと言える。ウォーカーは公募案を支持すると共に、チザム牧師が無 償貸与されたロッジを今後は改良委員会が雇用する人に有償貸与するように求めた。

ウォーカーに反論するためにデナムは非聖別地における埋葬数が少ない理由に言及した。デナムによると、非聖別地は土地が低かったために以前は水はけが悪かった。後に排水施設の改善で状況が改善したにも関わらず、非聖別地は水はけが悪いとの最初の印象が未だつきまとっていたために、埋葬先として躊躇された。次に非聖別地の埋葬が少なかった理由としてデナムが挙げた理由は貧民(paupers)が聖別地に埋葬されたことであった。

一方でN・リアロイドは、墓地の埋葬停止に伴う国教会の司祭への補償とチャプレンの報酬に格差があることを問題としたデナムを批判した。リアロイドによると二つの問題は無関係であった。平等の理念を重視しているハダズフィールド埋葬地法は1シリング9ペンスの埋葬料を聖別地でも非聖別地でも故人側が支払うことを求めた。しかし彼によると平等の理念にチザム牧師をチャプレンとして雇用したことが反していた。埋葬料を得なかったチザム牧師はそれを上回る額になるロッジの無償貸与という方法で教区司祭以上に報酬を得ていた。この不平等に国教徒が組織するハダズフィールド教会組織が共同墓地の会合で不満を述べ、その是正策として共同墓地委員会が公募案を改良委員会に提出したのである。

リアロイドとは逆に埋葬停止墓地とチャプレン任命問題が結びついていたことを法律書記クラフは強調した。彼によると、ハダズフィールド埋葬地法の制定が検討されていた頃に、国教会の司祭は埋葬停止への補償無しに埋葬料が廃止されることに反対していた。議論の結果、教区司祭が聖別地での葬儀の司式に責任を持つことと引き替えに、埋葬停止墓地への補償金の支払いと聖別地における1シリング9ペンスの埋葬料が定められた。非国教徒の場合は、改良委員会が適切な人物を適切な金額で葬儀の司式者に任命することになった。

司会のW・キースリーも、ディセンターを中心とする非国教徒と国教徒が対立する中でハダズフィールド埋葬地法が成立し、対立のさなかに両者が平等の立場を占めるべきとの考えに達したことに言及した。さらにキースリーは埋葬を停止した教会墓地への補償が一定期間の補償であることにも言及した。例えば教区司祭の場合、前任者が毎年20ポンドの補償金を既に受け取り、さらには毎年同額を受け取り続けている現在の教区司祭がその地位を退いたならば、教区司祭への補償金の支払は終了する予定であった。したがって埋葬停止墓地への補償金支払い期間が終了することで、聖別地と非聖別地の平等がより完成に近づくとの見解をキースリーは示した。

改良委員会の委員による採決では、出席した 13 人のうち、チザム牧師と同じ条件でチャプレンと契約することを求めたデナムによる修正案を 5 人が支持した。一方でチャプレンが非聖別地の全ての埋葬から 1 シリング 9 ペンスを受け取る共同墓地委員会が示した原案には 6 人の委員が支持を表明した。支持者が修正案を上回った原案が改良委員会の決議として採択された。

改良委員会の11月の月例会における決議に従い共同墓地委員会はチャプレンを公募した<sup>(30)</sup>。 応募者はブロードヘッドなる人物だけであった。彼に関する議論が改良委員会の12月の月例会 で行われた。11月の会合で修正案の提案者となったデナムとその支持者となったハーストがチ ザム牧師と同じ条件でのチャプレン公募を求め続けた。デナムとハーストが持説を繰り返した背 景にはブロードヘッドの判断が影響していた。ブロードヘッドはチャプレン就任を一度は検討す るも、その報酬が不十分と判明したために就任を辞退したのである。共同墓地委員会に寄せた手紙でブロードヘッドは、「年収20ポンドに借家なしであれば、パートタイムで働き、年収60ポンドで借家がつけば、フルタイムで働く」と記した。チャプレンが非聖別地の埋葬料を報酬とし、年間20ポンドの賃料でロッジに住むという公募の労働条件は、ブロードベッドが求めた労働条件とは開きがあった。手紙を紹介された改良委員会の委員はチャプレン公募案を共同墓地委員会にて再度検討するよう差し戻した。

改良委員会の1863年1月の会合では共同墓地委員会が12月に2度開いた会合の結果が報告された(31)。非聖別地の埋葬料を報酬とするチャプレンを公募する広告を改良委員会が出すことを、共同墓地委員会は勧告した。次にチャプレンに貸与する予定のロッジの調査を依頼した専門業者によると、その賃料は一年に21ポンドが適切であることが判明した。改良委員会の同じ会合でハーストはロッジの貸与条件を決する前にチャプレン問題を解決する必要があることを指摘した。ハーストが委員であった共同墓地委員会の勧告ではチャプレンがロッジに住むことを求めていなかった。この勧告は改良委員会によって承認された。

公募は1月7日に始まり1月21日に締め切られた $(^{32)}$ 。公募広告ではロッジに関する記述がなく、非聖別地の全ての埋葬から埋葬料として1シリング9ペンスをチャプレンは報酬として得ることが記された。

改良委員会の2月4日の会合では共同墓地委員会が公募の結果を報告した。報告によると、牧師から応募はなく、俗人3人から応募があった<sup>(33)</sup>。3人の中から共同墓地委員会はジョン・コークを推薦した。コークは共同墓地の登録係でもあった。しかしながらコークはチャプレンへの応募を撤回するとの手紙を改良委員会に提出した。そこで改良委員会はチャプレンの公募を再度検討することになった。

改良委員会の委員キースリーはチャプレンに応募したコークからかつて相談を受け、その後にコークが応募を撤回したことを打ち明けた。この撤回を適切な決断であると評価したキースリーは、牧師か退職した牧師がハダズフィールド埋葬地法が求める葬儀司式者に該当するとの私見を示した。キースリーによると、葬儀は神聖なものであり、改良委員会のような公的機関が葬儀の司式者に俗人を任命することはその威厳を損なうとされた。国教徒として国教会制度に敬意を払うキースリーは、国教徒と同様に非国教徒の葬儀でもハダズフィールド埋葬地法が求めていないとは言え、牧師が司式することを求めた。

共同墓地委員会の会合で葬儀司式者としてコークの推薦人になったのは D·A·クーパーであった。クーパーはコークが国教徒であったことを推薦の際には知らなかったことに改良委員会の2月の会合で言及した。葬儀司式者として予定された牧師の代理としてコークが葬儀を司式した経験があったこと、そしてその人柄からコークをチャプレンにクーパーは推薦した。推薦時にはチャプレンへの応募者に牧師がいなかったために、コークが俗人として適切なチャプレン候補者であったことをクーパーは改良委員会の会合でも指摘し、推薦の後にチャールズ・ハーストからコークが国教徒であったことをクーパーは伝えられたことにも言及した。

チザム牧師と同じ条件でのチャプレン公募を求めたのはやはりチャールズ・ハーストであった。 ハーストは改良委員会の一部の委員がコークのチャプレンへの応募を後押したことを疑った。 ハーストがそこで挙げた委員はウォーカーとJ・S・トルソンであった。

これに対してトルソンはむしろハーストがチャプレンの応募者に牧師がいない原因を作っていると反論した。トルソンによると、ハーストがハダズフィールドの牧師たちに応募しないように働きかけ、その結果として牧師の応募者がいなかったのである。さらにトルソンによると、共同墓地委員会など特別委員会で論じられた事柄は改良委員会の会合で公表されるまで守秘されるべきだったにも関わらず、会合の開催前に何者かによって地元新聞『ハダズフィールド・エクザミナー』紙に提供された。同紙は共同墓地委員会がコークをチャプレンに推薦した際に、トルソンがチャプレンとしてのコークを審査したと報じた。共同墓地委員会に属す者しか知り得ない審査事情が漏洩されたために、コークの推薦に共同墓地委員会の会合で唯一人反対したハーストを漏洩者としてトルソンは嫌疑をかけた。

トルソンは結局チャプレンの応募者に牧師がいなかったために、俗人のコークが最善のチャプレン候補者であったことを指摘した。共同墓地の開設時に初代の登録係に任命された俗人クーゼンは、船上で葬儀の司式経験があったことから葬儀司式者にも改良委員会によって任命された (34)。そこで、クーゼンと同様に司式の経験があったコークも俗人の葬儀司式者として最適の人選であったことをトルソンは説明した。

トルソンと同様にコークのチャプレン応募を後押ししたと名指しされたウォーカーも発言し、 後押しの否定を試みた。ウォーカーはある時に共同墓地を訪問した。その時に、チザム牧師の代理をジョン・ハンソン牧師が務めている期間であったために、ハンソン牧師が不在の場合にコークが葬儀を司式していることをコークからウォーカーは伝え聞いた<sup>(35)</sup>。コークは葬儀司式者の職務を果たすのに牧師が必要であるともウォーカーに述べた。この会話の後にコークがチャプレン公募に応募したことをウォーカーは知った。チャプレン公募に関してウォーカーはコークとの接触がこの会話に限られたために、コークがチャプレン公募に応募するように後押ししたとの疑いを否定した。ウォーカーは共同墓地委員会と同様にチャプレンには牧師が任命されることを希望していた。しかしウォーカーは牧師から応募がなかったために、俗人としてはコークがチャプレンに就任するのが最適であったと考えていた。

一方でハーストはトルソンが問題とした、牧師との示し合わせと情報漏洩を共に否定した。ハーストはチャプレン公募に関しては公募受付担当者を訪れコークの応募書類の写しを入手しただけであると述べた。チャプレン問題が数ヶ月間議論されてきたこと、そしてチャプレン問題を退職した改良委員会の複数の委員も熟知していたことをハーストは指摘することで、情報漏洩者がハースト以外の者であることも示そうとした (36)。結局、チャプレンの応募者に牧師がいなかったことの原因論争から離れるために、ハーストはチザム牧師と同様の条件でチャプレンを公募する案を提示し、その支持者も確保した。ハーストに対抗してトルソンもチャプレン公募を条件なしで共同墓地委員会に差し戻す修正案を提案し、支持者を確保した。ただしハースト案は改良委

員会が既に承認したチャプレン公募案を撤回した上で、承認を受ける必要があった。撤回には撤回予告通知と撤回のための会合開催が必要であった。

そこでキースリーは更なる動議を提案した。すなわちチャブレン公募を共同墓地委員会に差し戻し、共同墓地委員会がチザム牧師と同様の条件で牧師を公募する案を採用するように勧告し、さらには改良委員会が既に承認したチャブレン公募案を撤回するために改良委員会の次回の会合が開催されるようにとの動議であった。このキースリー案は支持者を獲得し提案として成立した。キースリーに対抗してウォーカーもチャブレン問題が共同墓地委員会に条件を付けずに差し戻されるように提案し、支持者を獲得した。支持者のデナムは共同墓地委員会への干渉に反対したために、ウォーカー案の支持者となった。しかしデナムは共同墓地委員会の委員の4分の3が国教徒であることを奇異であるとして、委員のバランスの是正が必要な事を指摘した。デナムの指摘に関してハーストはもしデナムが共同墓地委員会の委員であったなら、ウォーカー案の支持者にはならなかっただろうと述べた。共同墓地委員会の委員の構成には問題があった。改良委員会の2月の会合には17人の委員が出席していた。彼らのうち採決に参加しない司会を除く16人による採決では、ウォーカー案は支持8人と反対8人であったのに対して、キースリー案は支持9人と反対7人であったために、キースリー案が採用された。デナムはウォーカー案の支持者であったにも関わらず、採決ではキースリー案を支持することで結果を左右した。

共同墓地委員会は2月20日の会合で、12月の会合で採用した改良委員会への勧告内容を堅持するために、改良委員会が2月4日の会合で採用した勧告には従わないことを決議した。つまり共同墓地委員会が求めたチャプレンの報酬は非聖別地の埋葬料であって、ロッジの無償貸与ではなかった。共同墓地委員会のこの決議を報告された改良委員会は3月の月例会においてその対応を検討した(37)。改良委員会は通常は会合において共同墓地委員会など特別委員会の勧告を検討するだけではなく、特別委員会の会合の議事録に承認を下した。しかし3月の会合で改良委員会は2月に共同墓地委員会が開催した会合の議事録への承認を一部に留めた。つまり共同墓地委員会が12月の会合で採用した改良委員会への勧告内容を堅持する決議を記した部分の議事録を改良委員会は承認したのである。さらにはチャプレンへの報酬が非聖別地の埋葬料であることに関するこれまでの承認を改良委員会は撤回した。加えて改良委員会はチャプレンの雇用条件がチザム牧師と同様のものであることを決議した。こうして委員レベルに留まっていたチャプレンの報酬に関する見解の相違は改良委員会と共同墓地委員会の見解の相違に発展した。

#### 2)解決

改良委員会の 1863 年 3 月の会合ではチャプレン問題の解決を模索する動きもあった。チャプレンの報酬が埋葬料であることを求めたウォーカーによると、非聖別地における埋葬の半分はカトリック教徒の埋葬であった。前述したように 1862 年 11 月に改良委員会の会合でウォーカーは、1859 年から 61 年までに 405 件の埋葬が非聖別地で実施されたことを紹介した。そのうち 223 件

がディセンターの埋葬であったため、残りの200件程度がカトリック教徒の埋葬であった。しかし彼らがカトリック教徒の司祭によって葬儀を司式してもらうには2倍の埋葬料3シリング6ペンスが必要であった。この措置に不満を抱く貧しいカトリック教徒が多くいたことを3月の会合でウォーカーは指摘し、状況を調査する委員会の設置を求めた。

そこでカトリックを含む複数の宗派の聖職者をチャプレンとして改良委員会が任命できないのかを尋ねたのがリアロイドだった。宗派ごとにチャプレンが任命されたなら、故人側は希望する宗派のチャプレンに1シリング9ペンスの埋葬料で葬儀を司式してもらえるからである。この問いに答えた法律書記のクラフによると、ハダズフィールド埋葬地法ではチャプレンを複数人ではなく一人だけ改良委員会が任命できた。そこで、この状況に問題があると考えたウォーカーやデナムは調査のための特別委員会の設置をやはり求めた。チャプレンの報酬に関して共同墓地委員会と異なる決議を改良委員会が行った際にも、採決の結果は賛成8人に対して反対7人と僅差であった。これまでの承認を撤回する内容を持っていたこの決議は、出席委員数が承認時の出席委員数を上回ったために法的には問題がなかったために採用された。この規定に状況の逆転を可能性を見いだしたリアロイドは次回の会合で今回の決議の撤回を求めることを告知した。

4月の改良委員会の月例会はリアロイドの告知を受けた特別会合としても開かれた (38)。改良委員会の委員長であり3月の会合で司会を務めたサイクスが不在のために、彼の見解を司会代行のキースリーが代弁した。ディセンターの代表を務めたブルース牧師と協議したサイクスの見解は特別委員会を設置するか、次回の会合までチャプレン問題の結論を先送りするかであった。サイクスの見解に同意した司会代行のキースリーもディセンターが対応を検討する会合のために改良委員会の会議室の利用を求めていることに言及し、何らかの妥協点を見いだす必要があると指摘した。

妥協点を探る特別委員会の設置に同意したウォーカーはまず3月の会合における決議を撤回するように提案した。出席委員数15人は3月の会合の人数を上回ることなく同数だったが、そのうち3分の2が撤回案を支持したために法的には問題がなかった。すなわち撤回案は賛成10人に対して反対5人だったために採用された。ウォーカーは続けて特別委員会の設置を提案した。しかし特別委員会の設置に反対したW・リドスターが独立派のある牧師と協議していることに言及した。リドスターと交渉した牧師がチャプレンに求めた条件は、チャプレンが共同墓地のロッジに住むことを求められず、かつ非聖別地の全ての埋葬から1シリング9ペンスの埋葬料を受け取るというものであった。そこで特別委員会の設置はひとまず延期された。リドスターが言及した条件でチャプレンを公募することを共同墓地委員会に求める決議が採択された。

改良委員会の求めに応じた公募が 4 月前半に実施された  $^{(39)}$ 。公募の締め切り日である 4 月 15 日には共同墓地委員会の会合が開催された  $^{(40)}$ 。共同墓地委員会は応募者である牧師の  $\mathbf{R}$ ・ステイントンをチャプレンに推薦した  $^{(41)}$ 。

4月20日にはディセンターの牧師10人が会合を開催した<sup>(42)</sup>。参加者にはチャプレンに応募したステイントンや臨時チャプレンのジョン・ハンソンが含まれた。牧師達は5カ条からなる決

議文を採択した。すなわち第1にチャプレン問題を関係者の同意の上で解決すること。第2に改良委員会が指定した時間以外に実施される埋葬では時間外手当として追加料金5シリングを故人側が改良委員会ではなく、他の共同墓地の例に倣って司式者に払うこと。第3に葬儀の司式者が改良委員会によって選出された者ではない場合に埋葬料を2倍にしないこと。2倍の埋葬料は貧しい者が多いカトリック教徒にとって負担が難しい。仮に2倍の埋葬料をカトリック教徒が避けるためにチャプレンに葬儀を司式してもらう場合、チャプレンがプロテスタントであるためにカトリック教徒の葬儀の司式を心を込めて行うことは難しい。第4に司式者を選べない人のために共同墓地のロッジに住むチャプレンを任命し、チャプレンの報酬は自ら司式した葬儀の料金と税から支出される固定給とによること。第5に代表の牧師2名が改良委員会の委員長にこれらの決議文を提出すると共に、改良委員会の部屋の利用に謝意を表すること。

5カ条の決議文に関して共同墓地委員会は4月27日に会合を開き、5カ条の決議文と一部異なる二つの決議文を採択した<sup>(43)</sup>。まず改良委員会は非聖別地における全ての埋葬に1シリング9ペンスの埋葬料だけを課せること、次に改良委員会によって指定された時間以外に実施される埋葬への追加料金5シリングは改良委員会によって雇用される人の延長時間の手当に充てられるべきであって、葬儀司式者に対するものではないこと。

改良委員会は5月6日に会合を開いた<sup>(44)</sup>。まずチャプレンに応募したステイントンの書類が紹介された。それによると、ステイントンは非聖別地で実施される全ての埋葬の埋葬料を報酬とする公募条件に同意した。加えて当初の交渉条件とは違い、ステイントンは自ら共同墓地のロッジの賃借を希望した。リアロイドによると、チャプレン問題の解決を迫られた共同墓地委員会によって派遣されたリアロイドとハーストがステイントンに応募の意向を尋ねていた。リアロイドは続けて5カ条の決議文に言及し、決議文作成に到った動きを評価しつつも遅きに失した動きであると見なした。従ってリアロイドは、改良委員会がこの動きを参照せずにチャプレンにステイントンを任命すべきであると主張した。

リアロイドに対抗してデナムはむしろ始めにハダズフィールド教会組織に代表される国教会が 不満を共同墓地委員会に持ち込み、その結果としてディセンターの不満を招いたことを指摘する ことで、ディセンターの動きが遅いものではないことを強調した。デナムはかつて改良委員会の 会合で求めた内容と5カ条の決議文の内容が一致したことに自説の正しさを主張した。その上で 彼は非聖別地がディセンターによって費用を支払われているために、ディセンターの意向を尊重 することはディセンターの保護者である改良委員会の職務であることを主張した。そして、2倍 の埋葬料が生じ兼ねないステイントンのチャプレン任命がこの職務に反していることをデナムは 指摘した。

T・H・バティは埋葬料の歴史的な経緯を説明した。1852年にハダズフィールド埋葬地法が制定される前には、ハダズフィールドの教区司祭(vicar)は一回の埋葬で1シリング9ペンスの埋葬料を受け取るのと引き替えに、彼の教区民を教区教会であるセント・ピーター教会で葬儀を司式し埋葬する法的義務を課されていた。1819年に国教会の分教区教会であるハダズフィール

ド・ホーリー・トリニティ教会が建設されたときには、1816年に制定された法に基づき、埋葬料1シリング9ペンスを受け取る資格が葬儀を司式し埋葬する受禄司祭(incumbent)だけではなく教区司祭にも付与された(45)。1831年に国教会の分教区教会であるハダズフィールド・セント・ポール教会が建設されたときにも、受禄司祭が葬儀・埋葬と引き替えに埋葬料1シリング9ペンスを受け取る資格を提供され、やはり同額の埋葬料を受け取る資格が教区司祭に付与された(46)。国教会の他の教会が建設されたときも、同じ事が遵守されたために、埋葬料が2倍になる埋葬例が生じた。

バティによると、ハダズフィールド埋葬地法が制定される前に成立していた埋葬料を巡る関係は同法でも維持された。ハダズフィールド埋葬地法では教区教会と分教区教会の埋葬地は共同墓地の聖別地に引き継がれた。つまり分教区教会の受禄司祭は分教区の者の葬儀を司式し共同墓地の聖別地に埋葬したなら埋葬料1シリング9ペンスを受領し、教区司祭も同額を受領した。共同墓地の聖別地においても埋葬料を2倍にした埋葬例が生じた。

バティは続けて非聖別地の問題に言及した。ハダズフィールド埋葬地法の7条によると、非聖別地において何らかの宗派に属す人は各宗派が適切と考える方法で葬儀を行うことができ、さらには非聖別地の一部を任意の宗派が専用埋葬地として区画することもできた。25条では、非聖別地の全ての埋葬で改良委員会によって任命された葬儀司式者に故人側が1シリング9ペンスの埋葬料を支払い、葬儀を司式してもらえた。さらに25条によると、改良委員会が任命していない者であっても、故人側が1シリング9ペンスを追加して支払うことで葬儀の司式者とすることができた。

このように共同墓地の聖別地でも非聖別地でも2倍の埋葬料が課される埋葬例が生じる可能性があった。2倍の埋葬料から1シリング9ペンスずつを、聖別地では共に国教会の司祭である教区司祭と受禄司祭が受け取ったのに対して、非聖別地では改良委員会と葬儀司式者とが受け取った。埋葬料の受領者が聖別地では共に国教徒であったのに対して、非聖別地では一つの宗派を必ずしも共有する者ではなかった。

バティと同様にリアロイドも2倍の埋葬料に言及した。5カ条の決議文では、チャプレンが葬儀を司式しない場合に埋葬料を葬儀の司式者だけが受領することを2倍の埋葬料を避ける優れた方策であるとしてリアロイドは評価した。しかし決議文のチャプレンの報酬が税から支出される固定給と司式料であったことから、費用負担の公平性にかけるとみなして決議文を支持しないことをリアロイドは表明した。彼によると、チャプレン公募に牧師から応募が長らくなかったために、応募してきた俗人の採用を検討するも、反対が根強かった。しかし今や牧師が応募してきたので、問題の多くは消失したはずであることをリアロイドは指摘した。

そこで改良委員会の会合ではステイントンをチャプレンに雇用することを求める提案が採決に付された。会合に出席した委員 12 人のうち 10 人が採決に参加し、賛成が 9 人に対して反対はデナム 1 人であった。こうしてステイントンがチャプレンに就任することになった。彼は自ら賃借を希望した共同墓地のロッジを一年に 20 ポンドで賃借する契約を 6 月に改良委員会と交わし、

そこに移り住んだ<sup>(47)</sup>。

ステイントン牧師がチャプレンに就任したことで臨時チャプレンの契約をハンソン牧師は終了した。チザム牧師が1862年9月にチャプレンを辞任し、その後任としてハンソン牧師は臨時チャプレンを務め始めた。ハンソン牧師の在職期間は1862年10月5日から63年5月7日までであった<sup>(48)</sup>。この期間に非聖別地では135件の埋葬が行われ、そのうち36件でハンソン牧師は葬儀を司式した。1863年5月20日に会合を開いた共同墓地委員会は、ハンソン牧師が在職中に非聖別地で行われた135件の埋葬に1シリング9ペンスの埋葬料を掛けることで算出した11ポンド16シリング3ペンスをハンソン牧師への報酬とした。改良委員会もこの報酬額を6月の会合で了承した。しかしハンソン牧師はこの受け取りを拒否した <sup>(49)</sup>。彼はチザム牧師と同じ雇用条件つまり共同墓地のロッジの賃料を臨時チャプレンの報酬として求めた。改良委員会の委員であるバティがロッジの年間賃料として31ポンドにかつて言及したことを参考に、ハンソン牧師は臨時チャプレン在職期間の報酬額を18ポンド9シリング6ペンスと算出した。改良委員会の7月の会合では、複数の委員と法律書記がハンソン牧師の見解を支持したことで、ハンソン牧師の要求額が採用された。ハンソン牧師はロッジを無償貸与されたチザム牧師の代理としてチャプレンを務めたと考えていたのである。

臨時チャプレンのハンソン牧師に代わりチャプレンに就任したステイントン牧師はロッジに住みつつ、チャプレンを 1864 年 12 月まで務めた。ステイントン牧師と同様に非聖別地の埋葬料を報酬として公募された新たなチャプレンが 65 年 1 月に就任した (50)。

#### おわりに 平等性と宗派性の対立

本稿では、1855年に開設されたハダズフィールド町区の自治体共同墓地がどのように運営されてきたのかを葬儀司式者、特に非聖別地付チャプレンに注目することで論じてきた。これまでの議論を振り返ると共にその意義について言及したい。

この墓地では聖別地と非聖別地の平等性が重視された。聖別地と非聖別地は面積が等しく、それぞれの埋葬者数も同程度であることが理想とされ、埋葬料も同額であるように配慮された。葬儀の司式にも聖別地では教区司祭が責任を持ったのに対して、非聖別地では改良委員会が責任を持った。聖別地では教区司祭が1シリング9ペンスの埋葬料と引き替えに葬儀を自ら司式するか配下の司祭に司式させた。非聖別地でも1シリング9ペンスの埋葬料と引き替えに改良委員会が葬儀司式者を選出し、葬儀の司式をさせた。聖別地でも非聖別地でも、教区司祭ないし改良委員会が選んだ者と異なる者が葬儀の司式をする場合には故人側が2倍の埋葬料を払った。可能な限りの平等性がこの墓地では追求された。

しかしながら非聖別地の葬儀司式者の任命は問題を誘発した。司式者には俗人よりも牧師が好まれた。牧師を改良委員会がチャプレンに選んでも、彼は特定宗派の牧師であったために、異なる宗派の人は葬儀に際して不満を抱いた。そこでチャプレンとは異なる宗派の司式者を用意する

ことも検討された。この場合には埋葬料を葬儀司式者だけに払うのか、チャプレンにまで払うのかが問題となった。宗派の数だけチャプレンを任命することで2倍の埋葬料を回避することも検討された。しかしこの任命はハダズフィールド埋葬地法が葬儀司式者を一人だけ改良委員会が任命できると規定していたためにできなかった。聖別地が宗教的に一元化できる国教徒の埋葬地であったのに対して、非聖別地は宗教的には一元化できない非国教徒の埋葬地であった。幅のある解釈を差し挟めた非聖別地の葬儀司式者は二つの埋葬地を支える平等性と非聖別地の宗派性が対立する場であった。

注

- (1) 15&16 Vict. c.85; 16&17 Vict. c.134.
- (2) 15&16 Vict. c.41.
- (3) ハダズフィールド町区は周辺地域を取り込んだ都市法人として 1868 年に認可され、市政の中心機関たる市会を備えた。David Griffiths, 'Building an Alliance for Urban Improvement: Huddersfield 1844-1848', *The Local Historian*, vol.39, no.3 (2009) pp.192-3; John Prest, *Liberty and Locality* (Oxford, 1990) p.138.
- (4) Derek Fraser, Urban Politics in Victorian England: the Structure of Politics in Victorian Cities (London, 1979) p.91.
- (5) 12 Vict. c.cxl.
- (6) Huddersfield Chronicle (11 September 1852) 7f.
- (7) Prest, Liberty and Locality, pp.131-3.
- (8) David Griffith, Joseph Brook of Greenhead Father of the Town' (Huddersfield, 2013) pp.53-7.
- (9) 久保洋一「ハダズフィールドの二つのチャペル―19世紀イギリスの共同墓地―」『歴史文化社会論講 座紀要』12号、2015年。
- (10) Huddersfield Chronicle (5 May 1857) 8b.
- (11) チザムは手紙で「ジョージ・ストリートのチャペルの牧師」と称していた。*Huddersfield Chronicle* (5 May 1857) 8c. ジョージ・ストリートのチャペルは 1862 年に日曜学校を開設した会衆派の同名チャペルのことであろう。したがってチザムは会衆派の牧師であったと思われる。Edward Royle, 'Religion in Huddersfield since the mid-Eighteenth Century', E.A. Hilary Haigh, ed, *Huddersfield: A Most Handsom Town* (Huddersfield, 1992) p.132.
- (12) Huddersfield Chronicle (16 June 1855) 4a.
- (13) 算出方法には問題があった。住居の年間借用料は登録係の在職中の司式数ではなく年間司式数で割るべきであった。また住居の年間借用料は50ポンドではなく、30ポンドとのある委員による指摘があった。Huddersfield Chronicle (23 May 1857) 6c.
- (14) 1856 年 9 月から 57 年 8 月にかけての任期には、共同墓地委員会に加えて六つの特別委員会(監視・ 火災・照明委員会、道路舗装・下水委員会、貸し馬車・宿所委員会、迷惑物・清掃委員会、税・財務 委員会、条例等委員会)が改良委員会に設けられた。Huddersfield Chronicle (4 October 1856) 1b-2a.
- (15) 1856年9月に就任し、57年8月までの任期で共同墓地委員会の委員を務める改良委員会の委員はムーア、W・メラー、ジョゼフ・ブルック(スタンプ・オフィス)、J・ライリー、トマス・ヘイリー、J・H・

ラムズボザム、W・クロスランド、B・ヘイ、J・ショーの 9 人であった。*Huddersfield Chronicle* (4 October 1856) 1b.

- (16) Huddersfield Chronicle (9 May 1857) 8d.
- (17) Huddersfield Chronicle (16 May 1857) 8d.
- (18) Huddersfield Chronicle (23 May 1857) 8c.
- (19) Huddersfield Chronicle (23 May 1857) 5bc.
- (20) Huddersfield Chronicle (23 May 1857) 6b-d.
- (21) 12 Vict. c.cxl; Prest, Liberty and Locality, pp.128-9.
- (22) 委員条項法 (Commissioners' Clauses Act) は 1847 年に成立した。10 & 11 Vict. c.16. 委員条項法は模範条項法 (Model Clauses Acts) と総称されるものの一つである。ハダズフィールド改良法など地域・個人法に属す法の条項は、地域の実状を反映した条項と全国に共通した条項とに分けられる。後者は模範条項法から特定の条項をしばしば取り入れた。Prest, Liberty and Locality, pp.28, 125-6.
- (23) 10 & 11 Vict. c.16.
- (24) Huddersfield Chronicle (4 October 1862) 7d.
- (25) Huddersfield Chronicle (8 November 1862) 7ab.
- (26) ウォーカーによると9月に非聖別地で行われた17件の埋葬のうちチャプレンが葬儀を司式したのは5件ほどであった。Huddersfield Chronicle (8
  November 1862) 7c. UNCONSECRATED.
- (27) 時期は一致しないが 1857 年 5 月 17 日から 1861 年 10 月 8 日までにチザム牧師は非聖別地において 197 件の葬儀を司式し、加えて代理の者にも 25 件の葬儀を司式させた。Huddersfield Chronicle(8 April 1862) 8c.

A list of the min in the Cemetery, a	ind	the	o nur	nber	of	inter	men	ts i	n ea
year since the open	ng	, en	iding	Oct	ober	8th,	186	51.	
				1856	1857	1858	1859	1860	186
No service perform born children	ned	for	still }	32	40	41	41	58	50
Rev. F. Smith		***		102			١		١
" J. W. Benest				108		l		1	1
A. Smith		***		13	20	1			3
., J. Haigh	***			7	4	3	4	5	3
" H. Windsor				1					
., S. Ho.mes				4	29	1	7	9	9
., A. Haworth				7	10				
" F. Atkinson			***	4					
" Naason Manin	ıg		1	4					
,, S. Westbrook	3				4	9 .	1	1	1
S. P. Lampen					68	1			
" J W. Town					81	89	2		
N. Maning				1	7		'	0.1	
,, H. Wescoe		***	:		10	8	1	4	::
E. Bagott			1		!	60			
. T. R. Jones	***		!			4	2	1	3
,, A. T. Wood			1		1	8	5	3 1	1
B. Town						67 .	89		
,, W. Barker						32	111	158	94
" T. B. Bensted		***					1		
., W. C. E. Owe	n.		!					70	163
" E. Snowden			!					2	
" T R. Jagoe	••		!			1			1
., G. G. Cass	••			**		** 1		1	1
" F Ball									6
H. H Robins	on					**			1
., C, Wardroper								**	1

表 葬儀司式者の司式回数

出典: Huddersfield Chronicle (8 March 1862) 8e.

rvice porform n children W. Arnold J. M'Philip M. Kavenagh P. Lynch S. L. Wells S. L. Wells T. O'Connel Joseph Hirst J. Hiling word Joseph Geary L. M'Gonnell M. E. Smith J. J. S. Cousen R. J. Baxter A. James R. Storry J. Hill R. Skinner R. Skinner L. Bootland	 	egist	ill }	6 37	18 29	:	10 23  16 15 2 	12   45 4 1	12
n children  W. Arnold  J. M'Philip  M. Kavenagh  P. Lynch  S. L. Wells  T. O'Connel  Joseph Hirst  J. Illingworth  T. Helland  Joseph Geary  L. M'Gonnell  M. E. Smith  J. J. S. Cousen  R. J. Baxter  A. James  R. Storry  J. Hill  R. Skinner  J. Bootland	;; ro	egist		37	29 1   	41 1	23  16 15 2 	45 4 1	54 6
W. Arnold	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	gist	iii	37	29 1   	41 1	23  16 15 2 	45 4 1	54 6
J. M'Philip M. Kavenagh P. Lynch J. Wells J. Wells J. O'Connel Joseph Hirst J. Illingworth Joseph Geary L. M'Gonnel M. E. Smith J. J. S. Cousen R. J. Baxter A. James R. Storry J. Hill R. Skinner J. Bootland	s, re	gist	iii		1	i	16 15 2 	45 4 1	54 1 3 4 6
M. Kavenagh. P. Lynch. S. L. Wells. S. L. Wells. T. O'Connel Joseph Hirst J. Illingworth Holland Joseph Geary L. M'Gonnell M. E. Smith J. J. S. Cousen R. J. Baxter A. James R. Storry J. Hill R. Skinner J. Bootland	s, re	gist			:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	1	16 15 2 	45 4 1	54 1 3 4 6
P. Lynch	s, re	egist					15	45	54 1 :: 3 4 6
T. O'Connet Joseph Hirst J. Illingworth T. Holland Joseph Geary L. M'Gonnell M. E. Smith J. J. S. Cousen R. J. Baxter A. James R. Storry J. Hill R. Skinner R. Skinner R. Skonned	s, re	gist	ii ii iii iii	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::			15	1	54 1 3 4 6
T. O'Connet Joseph Hirst J. Illingworth T. Holland Joseph Geary L. M'Gonnell M. E. Smith J. J. S. Cousen R. J. Baxter A. James R. Storry J. Hill R. Skinner R. Skinner R. Skonned	  s, re	egist	 	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::		:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	2	1	3 4 6
Joseph Hirst J. Illingworth T. Holland Joseph Geary L. M'Gonnell M. E. Smith J. S. Cousen R. J. Baxter A. James R. Storry J. Hill R. Skinner J. Bootland	s, re	egist	  	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	::	::: :::;	=		3 4 6
J. Illingworth T. Hothand Joseph Geary L. M'Gonnell M. E. Smith J. J. S. Cousen R. J. Baxter A. James R. Storry J. Hill R. Skinner R. Skinner	s, re	gist	ii ii rar	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	::	::	:	::	3 4 6
Joseph Geary L. M'Gonnell M. E. Smith J. J. S. Cousen R. J. Baxter A. James R. Storry J. Hill R. Skinner J. Bootland	s, re	gist	rar		::	 	:	$\vdots$	6
L. M'Gonnell M. E. Smith J. J. S. Cousen R. J. Buxter A. James R. Storry J. Hill F. Skinner J. Bootland	s, re	gist	rar	 	::		:	::	6
M. E. Smith J. J. S. Cousen R. J. Baxter A. James R. Storry J. Hill R. Skinner J. Bootland	s, re	gist	rar ·	33		1			
J. S. Cousen R. J. Baxter A. James R. Storry J. Hill R. Skinner J. Bootland	s, re	gist	rar '	33	10		77.50		
R. J. Baxter A. James R. Storry J. Hill R. Skinner J. Bootland	::						*** 1		
A. James R. Storry J. Hill R. Skinuer J. Bootland	::								
R. Storry J. Hill R. Skinuer J. Bootland				î		1			::
J. Hill R. Skinner J. Bootland		***		1					
R. Skinuer J. Bootland			;	1	!		***		
J. Bootland			*** 1	4	3	6	5		4
			**	1			*:	***	
J. K. Montgow		••		8	2		1	**	
R. Bruce		••		1	1			2	1
T. Thomas	***	••			!	***		***	**
J. Hudston									**
W Lesson					3				
E. Wright					ï				***
H. O. Crofts					1				::
R. Rav					2	1			::
James Rea			• •						.,
T. T. Rushwor	rth				1				
G. W. Oliver					1	1			
S. Chisholm					13	1 46	1000		CO
A. T. James					- 1				
W Horchking					9				3
					'nī	l ī		5	3
R. Belgarino								1	
R. Newstead						2			
R. Wilson						1	1		
J. Coi ier			••		٠	1 .		11	8
J. Kirk				**	1	1			
J. Simpson		••						100	
W. Davison	••	••	••			1		*;	
E. Potter					1		1		••
T F Mandan						1			••
T. J. Salmon									••
J. S. Workma	in.						١		ï
R. Thompson					-:-	1::	1	4	î
						1			
J. Snowden									ï
W. Matchews								. 1	
T. A. Savage					٠		:	. 1	
J. Jones	**	••					:	- 2	٠.,
N. Carmock		••				1			. 1
						1			. 2
				•••		1			1
Pahart Pahart							1		1
RODGIE RODGIE	3					1	1		
	f. Thomasi f. Thomasi f. Tindall S. Samoul S. S	f. Thomas f. Hudston S. Tinaall W. Jessop S. Tinaall W. Jessop E. Wright H. O. Crofts R. Ray James Rea T. T. Rushwort S. Chisholm A. T. James G. W. Oliver S. Chisholm A. T. James G. M'Callam W. Hotchkiss John Hanson R. Newstead F. Wilson J. Colier J. Simpson W. Davison E. Petter J. Simpson T. A. Swasse T. A. Swasse J. Sargent J.	f. Thomas f. Hudston S. Tindall W. Jessop E. Wright H. O. Crofts R. Ray James Rea T. T. Rushworth G. W. Oliver S. Chisholm A. T. James G. M'Callam W. Hotchkiss John Hauson R. Belgarino R. Newstead R. Wilson J. Coi ier J. Kirk J. Simpson W. Davison E. Petter J. Simpson W. Davison E. Petter J. Simpson T. F. Micdonald T. J. Salmon J. Sargent J. Sargent J. Sargent T. F. Micdonald T. J. Salmon J. Sargent H. Hutherty P. J. Wright Robert Roberts	f. Thomas f. Thomas J. Hudston S. Tinall W. Jessop E. Wright H. O. Crofts R. Ray James Rea T. T. Rushworth G. W. Oliver S. Chisholm A. T. James G. M'Callam W. Hotchkiss John Hauson R. Belgarino R. Newstead R. Wilson J. Col ier J. Kirk J. Simpson W. Davison E. Petter J. Simpson W. Davison E. Petter J. Sargent T. F. Mandonald T. J. Salmot J. S. Workman R. Thompson J. Ogden J. Sundonald T. J. Salmot J. J. Sundonald T. J. Salmot J. J. Sundonald T. J. Salmot J. J. Sargent T. F. Mandonald T. J. Salmot J. J. Sargent J. Sargent R. Thompson J. J. Sargent J. Sargent R. Thompson J. J. Sargent R. Thompson H. Hutberty P. J. Wright Robert Roberts	f. Thomas	T. Thomas   1   1   1   1   1   1   1   1   1	T. Thomas   1	T. Thomas	T. Thomas

- (28) 埋葬のコストについてウォーカーは算出方法を示していない。共同墓地の建設費と維持費など必要な費用は埋葬料、埋葬地税、借入金から支出された。15 & 16 Vict. c.16 ss.XXX, XXXI. したがって埋葬のコストを埋葬料のみで支払う必要はなかった。1860 年 8 月の数値によると、共同墓地のコストは約14,000 ポンドであり、そのうち1 万ポンドが借入金から、残りが税から払われた。Huddersfield Chronicle(4 August 1860)8c. その後の共同墓地の経営は良好であったために、一年に450 ポンド程度を要した共同墓地のコストが低下していくとの予測が1865 年 4 月には公表され、ここ5 年か6 年の間には徴税する必要がないことも指摘された Huddersfield Chronicle(8 April 1865)5f.
- (29) 1862年3月に共同墓地委員会は墓地開設から1861年10月8日までの葬儀司式者の司式回数の統計を改良委員会に提出した(表 葬儀司式者の司式回数)。Huddersfield Chronicle (8 March 1862) 8e. この統計は提出される前の月に改良委員会の会合でウォーカーによって提出を求められた。Huddersfield Chronicle (8 February 1862) 6d. この統計によると1859年1月1日から61年10月8日まで非聖別地では、葬儀が司式されなかった死産児の数が34件、俗人による葬儀司式数が1件であったのに対して、聖職者による葬儀司式数が405件であった。この埋葬数はウォーカーが先に掲げた405件と一致し、対象期間もほぼ一致するために、ウォーカーはこの統計から405件の数値を引用したようだ。俗人による葬儀の司式は非聖別地においては法的には禁じられていない。15&16 Vict. c.16 s.XXV. しかし非聖別地においてもほとんどの葬儀が聖職者によって司式されたことは目を引く。
- (30) Huddersfield Chronicle (8 December 1862) 7cd.
- (31) Huddersfield Chronicle (10 January 1863) 6f.
- (32) Huddersfield Chronicle (17 January 1863) 4a.
- (33) Huddersfield Chronicle (7 February 1863) 6c-f.
- (34) Huddersfield Chronicle (16 June 1857) 6c.
- (35) バプテストの牧師であるジョン・ハンソンは 1857 年 5 月の改良委員会の月例会でチャプレン応募者 として紹介された 3 人のうちの 1 人だった。このときにチャプレンに採用されたチザム牧師は 1862 年 9 月の共同墓地委員会でチャプレン辞職を承認され、後任チャプレンとしてハンソン牧師は名乗り 出た。Huddersfield Chronicle(4 October 1862)7d. しかしハンソン牧師は正式にチャプレンに就任 することはなく、臨時チャプレンとして非聖別地において葬儀を司式した。Huddersfield Chronicle(6 December 1862)7d.
- (36) 定員 21 人の改良委員会の委員は毎年 7 人が任期を終えた。彼らは再任されるか後任の者と入れ替わった。11 & 12 Vict. c.cxl s.16.
- (37) Huddersfield Chronicle (7 March 1863) 6bc.
- (38) Huddersfield Chronicle (4 April 1863) 6ef.
- (39) Huddersfield Chronicle (4 April 1863) 4a.
- (40) Huddersfield Chronicle (9 May 1863) 6c.
- (41) ステイントン牧師は 1862 年に開設された独立派のジョージ・ストリート・チャペルにて 1864 年 5 月 に結婚式を司式した。従って彼はリドスターが協議していた独立派の牧師であったようだ。 *Huddersfield Chronicle* (21 May 1864) 8f.
- (42) Huddersfield Chronicle (9 May 1863) 6c.
- (43) Huddersfield Chronicle (9 May 1863) 6c.
- (44) Huddersfield Chronicle (9 May 1863) 6cd.
- (45) 1816 年の法によると 2 倍になったのは埋葬と産後感謝式の料金だった。56 Geo. III c.xl s.xxiv. 一方で次の論文は埋葬と洗礼で 2 倍の料金が徴収されたことを指摘している。Royle, 'Religion in Huddersfield since the mid-Eighteenth Century', p.104.

- (46) バティが分教区教会と考えているハダズフィールド・セント・ポール教会はハダズフィールド埋葬地 法の9条によると簡易チャペル (chapel of ease) である。15 & 16 Vict. c.16 s.IX. ホーリー・トリニティ 教会とセント・ポール教会については以下を参照。Royle, 'Religion in Huddersfield since the mid-Eighteenth Century', pp.104, 112.
- (47) Huddersfield Chronicle (6 June 1863) 6b.
- (48) Huddersfield Chronicle (6 June 1863) 6b.
- (49) Huddersfield Chronicle (4 July 1863) 6d.
- (50) Huddersfield Chronicle (17 December 1864) 4a; (7 January 1865) 4a, 7c.